



Title	日中戦争期の輸出入リンク制について
Author(s)	白木沢, 旭児
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 125, 1(右)-40(右)
Issue Date	2008-06-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33912
Type	bulletin (article)
File Information	SIRAKIZA.pdf



[Instructions for use](#)

日中戦争期の輸出入リンク制について

白木沢 旭 児

はじめに

一九三〇年代、繊維・雑貨など軽工業品輸出により世界市場に進出した日本は、「貿易立国」というスローガンにふさわしい輸出主導型の経済発展を遂げつつあった。しかし、日中戦争が長期化し、戦時統制経済が強化される過程において、当初は中国大陸との、後にはこれに東南アジア諸地域を含めた「東亜共栄圏」、「大東亜共栄圏」（いずれも「東亜アウタルキー」と総称できる）というきわめて閉鎖的な経済ブロック構築を志向するにいたる。しかし、「貿易立国」から「東亜アウタルキー」に政策転換する過程は、政治史においても経済史においても必ずしも明らかにはされていない。その転換が日中戦争期（一九三七年～一九四一年）にあったことは間違いないだろう。

日中戦争期には、外貨獲得が至上の課題となっており、その限りで「貿易立国」を続けることが要請された。この

時期の貿易に関する通説とされる原明説は、次のように説明している。

：すでに戦時消耗が開始された段階で、直接軍需品工業よりもその基礎産業たる金属工業やエネルギー部門の生産力拡充計画を強行しつづけなければならなかったことは、日本における重工業生産力の低位性とその資本蓄積の立遅れに基くものであり、ナチス・ドイツの第二次四ヶ年計画と日本の生産力拡充四ヶ年計画とはその性格を全く異にする。また、ここでとりあげる外貨不足問題も、単なる国内資源の貧困のみに基くものではなく、軽工業が外貨獲得によって重工業を代位補充してきたという日本における工業発展の構造そのものに究極の根拠をもっているのであって、さきの生産力拡充問題と外貨不足問題とは別のものではない。¹⁾

この指摘自体は的を得たもののだが、本稿で問題にしたいのは、同時代の人々が生産力低位、外貨不足問題について、どれほどの認識があったのか、ということである。たとえば、同時代人による次のような指摘がある。

以上によつて明かな如く、日本の対外貿易には軽工業品、就中衣料品の輸出を以つて原材料及び機械類の輸入を補充するといふ第一の使命が与へられ、いはゞ之によつて再生産過程が維持せられて来たのである。かくて日本の繊維工業の肥大性は劣性な重、化学工業の当然の要請とも云ひ得、外国貿易が基本的再生産構造と深く結びついてゐる事は日本の特殊性を示すものに他ならぬ。：農村との関連に於ける低賃金機構の存在を武器に比較的劣位な技術的水準にて可能な繊維工業に進出し、その繊維工業品の輸出によつて迂回的に重工業関係の原料品を獲得せねばならなかつたのである。²⁾

戦後の研究において指摘される日中戦争期貿易構造の特質が、きわめて的確に述べられている。書き手は特定できないが、この記述の注には、名和統一「日本経済機構分析と現階的課題」(『科学主義工業』一九四〇年一月二月)が記さ

れている。おそらく、東亜經濟懇談会事務局に勤める者が、名和の議論を読み、それを正確に理解した上で共感を覚えて書いたものと思われる。名和が日本貿易の三環節論を提示したのは戦時期であつたし、しかも日本經濟の対外依存性の認識は、戦後講座派の日本資本主義論に受け継がれたが、名和当人は、一九四〇年末には、対外依存性からの脱却・東亜アウタルキー經濟確立の必要を主張するに至つたことは、前稿^③で明らかにした。この事例から、日本の対外依存（英米依存）の貿易構造は、同時代人にある程度知られていたことが推測できるのである。したがつて、輸出振興・外貨獲得の重要性も理解され得たであろう。

本稿では、外貨獲得の重要性を認識した後に、その方途として輸出振興策が具体化されていく過程を検証することにした。その際、外貨獲得・輸出振興策と対英米協調との関わりに留意したい。というのは、外貨獲得のための輸出振興策が実行される限りにおいて、ぎりぎりの線ではあるが、対英米協調は継続されなければならない。逆に言うと、外貨獲得・輸出振興策が放棄されることによつて「東亜アウタルキー」構築が正当な路線として確立しうるわけである。先述した「貿易立国」から「東亜アウタルキー」への転換という問題は、対英米協調の放棄、対英米対決の決断と密接に関わり、いわば太平洋戦争の經濟的原因を構成するものなのである。この輸出振興策の中心をなすものが輸出入リンク制である。輸入原料に依存して輸出商品を製造していた羊毛・綿業・人絹をはじめとするいくつかの輸出品について第三国（ドル、ポンド圏）への製品輸出と原料輸入をリンクさせて、両者の拡大均衡を企図する商品別リンク制が施行された。以下、第一章では、輸出入リンク制の政策立案過程を、第二章では、その政策効果と終焉にいたる過程を考察することにした。

第一章 輸出振興策の形成

① 一般的輸出振興策

日中戦争初期の貿易政策は、いわゆる準戦時体制段階から急増する貿易収支赤字に直面し、為替許可制により輸入を抑制しようとするものであった。大蔵省令第一号（一九三七年一月八日）により輸入為替許可制を実施し、同年七月七日には自由取引の限度を一ヶ月三万円から一〇〇〇円に引き下げる措置がとられた。輸入為替許可制により輸入を抑制したことによって、確かに一九三八年上半期の入超は約六六〇〇万円に減少し、一年を通じて約六〇〇〇万円の出超にさえなった。だが、これは輸出が増加したからではなく輸入が減少したからであり、輸入原料の加工貿易という日本の貿易構造ゆえの必然的な結果だったのである。^④

輸入為替許可制を基軸とする貿易政策のかかる欠点を、当時の政府は、いかに認識していたのだろうか。たとえば、商工大臣吉野信次は、三八年一月五日付の新聞に次のように語っている。

即ち事変下の貿易政策の目標の第一は必要なる物資の輸入を確保することである。：事変下の貿易政策の第二は国際収支を維持改善し輸入物資の決済に支障なからしむることである。：もつともこの場合において輸出品の原料輸入を抑制するに当つては国内消費の節約、代用原料の使用奨励などを併せて行はないならば輸出を阻害し却つて国際収支を悪化させる危険があるからこれら一連の方策を包括的に採用して輸出品の原料確保を計らねばならないのである。^⑤

この談話には、原料輸入を抑制することにより輸出が阻害される、という認識は示されている。しかし、それは、「国内消費の節約、代用原料の使用奨励⁵などを行うことによつて解決される、との認識も読み取ることが出来る。事実、日中戦争初期から商工省による代用原料の研究は着手され、国内消費の抑制も実施されていた。⁶つまり、このころ吉野商相の発言には、後のリンク制につながる輸出振興策はまだみられないのである。

一方で外務省は、三七年一〇月時点において、相手国別の貿易振興方をまとめている。たとえば、ドイツについてはドイツ大使武者小路公共の「本邦対独逸貿易振興方策意見」として

日独貿易就中本邦品ノ独逸輸入ニ付テハ御承知ノ通独逸品ノ对本邦輸出実績ノ割合ニ応シ総額ヲ決定スルコトトナリ居レルノミナラス輸入セラルヘキ商品目モ亦夫々割当ラレ居レル關係上独逸為替管理ノ現状ニモ鑑ミ右割当額ノ範圍ヲ超過シ許可ヲ取付クルコト換言セハ現行日独貿易比率ヲ更ニ有利ニ改ムルコトハ至難ナリト思考セラル：⁷

と、ドイツ側の為替管理の厳格さを根拠として日本側の輸出増は至難だという見通しを示している。ドイツの為替管理は、相手国別に二国間貿易収支の均衡を企図して行われている。もつとも、日独貿易は、日本側が入超・ドイツ側が出超であり、ドイツの為替政策には寄与しているのだが、この時期の為替管理の常道として、たとえ二国間貿易収支が自国に有利（出超）であったとしても、その国からの輸入増を許容する、という例は稀であった。武者小路大使は、この点はつきりと悲観論を述べている。

ベルギーに関してはベルギー大使来栖三郎が次のように主張している。

輸出入関係ノ調整

日中戦争期の輸出入リンク制について

従来所謂貿易振興ニ関シテハ単ニ輸出振興ヲノミ考慮シタルガ如キ嫌アルモ今日ニ於テハ相手国ヨリノ輸入ニ関シテモ常ニ考慮ヲ払フヲ要スベク従ツテ過般ノ帯鉄関税引上ノ如ク相手国对本邦輸出品ニ抑制ヲ加フルガ如キ場合ニ於テハ其ノ反動トシテ本邦品ノ相手国ニ対スル輸入ニ対シ多少ノ影響アルベキヲ予メ覚悟シ置クヲ要スルト共ニ例ヘバ軍需品関係等ニテ多量ノ外国品ヲ輸入スル必要アル場合ニハ事情ノ許ス限り之カ代償トシテ本邦品ノ輸出増進ヲ求め得ルガ如キ方面ヨリ之ヲ輸入スル等ノ工作ヲモ考ヘ置クヲ要スベシ。

来栖三郎は、ベルギー大使着任前は外務省通商局長（一九三二年一月〜一九三六年四月）⁽⁹⁾であり、世界恐慌後の管理貿易・経済ブロック化に対応してきた実績を有する人物である。この資料も二国間貿易収支の均衡を重視する立場から書かれており、しかも、後半では、軍需品輸入の際にも求償的（バーター）に日本品の輸出増を受け入れる可能性が高い国から軍需品を輸入せよ、という主張となっている。物資動員計画（物動）により軍需品や原料輸入が計画的に行われる日中戦争期にあつて、このような来栖の認識は、きわめて「平時的」である。軍部や企画院と外務省との、この時点における戦時経済に対する認識の差異も読み取ることができる資料である。

このような、戦時経済に必ずしも適応しない、いわば「平時経済」的な貿易政策論は、外務省通商局が公刊している文献にも如実に表れている。一九三八年一月刊行の『昭和十三年版各国通商の動向と日本』には

日本は互恵的に相手国の正当な要求には出来得る限り副ふに吝かではないのである。而して之に依つて双方の貿易額が増高を見ることを窮極の目的とせねばならぬ。斯かる次第であるから日本に於ても原料の輸入先を必要に応じて他に転換するを要し、「ギヴ・アンド・テーク」の原則に基いて我が輸出入先の食糧を互恵的立場に立つて調整し、輸出入の増加を計るの必要を生じて来るのである。而して従来求償主義に基く相手国産品の買付増加は、

自発的に日本の輸出組合等の手に依つても実施されて来た。∴然し政府は更に一步を進め日本と相手国との通商促進措置の実行を当業者団体の措置にのみ任せず、当事国政府間に貨物の自由流通促進の基調に立ち而も両当事国の通商関係を互恵的に増進する為の通商取極とりきめ或は貿易協定を締結し、以て日本が恪守する通商自由主義と通商互恵主義とを現実化しやうとする意図を有するのであつて、之に依り漸次世界各国の経済的武装傾向を緩和し自由通商主義への復帰を促さうとする決意が有るのである。¹⁰⁾

と、一九三〇年代前半から繰り返し主張していた、世界を自由通商主義へ復帰させることが目標として掲げられ、そのために現状においては通商互恵主義をとり、二国間貿易の増進に務めること、そのためには政府の通商取極・貿易協定を締結する、との主張が展開されているのである。中ほどに出てくる「我が輸出入先の食糧を∴調整」とは、日本が原料・機械などの輸入を依存する国はアメリカ、オーストラリア、英領インド、ヨーロッパ諸国など少数の国に限られ、それぞれの国からは巨額の入超を計上しているのに対し、日本が工業製品（主として繊維、雑貨など軽工業品）を輸出する相手はアジア・アフリカ・中南米などの多数の発展途上国・植民地であり、それらの国との二国間貿易収支は日本側出超となり、それが食い違つていくといふのである。¹¹⁾したがつて、調整の方向としては、日本が入超となつている国に日本品輸出を促進し、日本が出超となつている国からの輸入を増やす、たとえば綿花はアメリカからの輸入に集中しすぎているので、日本品を輸入している他の多数の国々から分散して輸入するべきだ、との立場なのである。これは、やはり物動や生産力拡充（生拡）という課題からみると、迂遠な方法であり、換言すれば商品・資源本位に貿易を考えるのではなく、二国間貿易・外交関係本位に貿易を考える立場とみなすことができる。

このように、日中戦争初期において、吉野商相、外務省ともに戦時経済に適合した新たな貿易政策は持ち合わせて

日中戦争期の輸出入リンク制について

いなかった、と評価してよいだろう。

②義務輸出制の提案

通説では、輸入為替許可制による輸入抑制策が輸出振興策に転換する契機は、一九三八年五月の近衛内閣改造・池田成彬大蔵・商工大臣の登場によるとされている¹²⁾。そこで、積極的な輸出振興策の形成過程を検証してみよう。そもリンク制実施それ自体は、吉野信次商相時代（一九三七年五月～一九三八年五月）のことである。池田蔵商相の登場以前に石鹼（一九三七年一〇月）、ブラシ（一九三八年一月）、羊毛（一九三八年三月）、綿布（団体リンク）（一九三八年四月）、フェルト帽子（一九三八年五月）のリンク制が実施された¹³⁾。しかし、吉野商相自身は、先に紹介した三八年一月のインタビュー記事にみられるように、リンク制を重要視していなかった。しかし、民間の業者からリンク制に該当するしくみが提唱されていたようである。たとえば、林莊太郎（兼松商店取締役）の発言のなかに

それから羊毛を輸入する上において輸出原料には特別の考慮を払つてやらうといふことはこれはもとより輸出振興上非常によいことではありますが、この場合にどうするかといふ方法が非常に疑問になつてゐる。さきほど承れば棉花を輸入した際に統制を、輸出に対しては奨励をしようといふことも一つの方法であらうと思ひますが、最近大阪の方で一寸聞きますのに輸出をする上において先づ現在持つてゐるストックをもつて輸出の契約をなし、その契約書を証明として税関から積出した場合にはそれだけのものを輸入するといふ方法を採用したらどうかといふことが当業者の問題になつてゐる。¹⁴⁾ …

とリンク制の原型がみられる。実際、話題となつてゐる羊毛については、商工省内において三八年一〇月に注目すべ

き文書が作成されていた。

「昭和十三年度(自昭和十二年九月一日至昭和十三年八月末日)ニ於ケル羊毛ノ輸入方針ニ関スル件(二二、一〇、九)」

一、国内民需向製品ニ充ツル為三十三万五千俵ノ輸入ヲ認ムルコト

右数量ノ内十五万俵(約四千五百万円見当)ヲ限り本年十二月末日迄ニ買付クルコトトシ其ノ買付先別数量ハ豪州十三万五千俵、南阿一万五千俵トスルコト

来年一月以降買付クベキ十八万五千俵ノ買付先別数量ハ追テ考究ノ上決定スルコト

二、輸出向製品ニ充ツル羊毛ハ別記細則ニ依リ製品輸出ノ実績ニ応ジ之ガ輸入ヲ認ムルコト

右数量ノ内本年十二月末日迄ノ買付量ハ約五万俵トシ右ハ豪州ヨリ買付クルコトトスルコト

来年一月以降ノ買付先別数量ハ追テ考究ノ上決定スルコト

(中略)

七、輸出向製品ニ充ツル羊毛ニ付テハ別記細則ニ依リ輸出セラレタル羊毛製品ニ含マルル原糸若ハ輸出セラレタル「トップ」及毛糸ヲ生産シタル者ニ対シ割当ツルコト⁽¹⁵⁾

先にふれた林莊太郎の指摘が一〇月九日付の文書を指すのか否かはわからないが、この時期に民間および商工省内において羊毛リンク制の原型が議論されていたことは確かである。

日本経済連盟会は二月二日、日本工業倶楽部にて繊維工業の消費節約に関する専門委員会を開催し、緊急対策として、「綿製品、羊毛製品および麻製品の如き重要輸出品については国際貸借を維持改善すべき大局の見地よりはそ

日中戦争期の輸出入リンク制について

の輸出の維持増進をはかるをもつて第一義とすべきをもつて、棉花、羊毛および麻の輸入抑制については国内において消費を節約し得る程度をもつて限度とし輸出品の原料品たるべき棉花、羊毛および麻は輸出可能の見込みに応じて輸入し得ることとする¹⁶⁾こととする提言をまとめている。このように、民間および商工省内では、リンク制に該当するようなアイデアが、三七年中には形成されていたのである。

また、石原莞爾の肝煎りで結成された日滿財政経済研究会は、三八年二月に「輸出振興計画案」を作成しているが、そのなかで

(六) 義務輸出制ノ採用

原料ノ輸入制限ノ結果輸出ヲ阻害シオルノ実情ニ鑑ミ、原料品ノ輸入ト輸出トヲリンクセシムル所ノ義務輸出制ヲ採用ス。

(イ) 本制度ヲ採用スル商品ハ、棉花ト綿糸布、羊毛ト毛糸、毛織物、トスルコト。

(ロ) 生産者ニ若干程度ノ原料ヲ常備セシメ、製品カ輸出サルル都度、所要数量ノ原料輸入ヲ許可スルコト。

(ハ) 輸向製品ハ国内市場ニ売捌ク事ヲ禁止スルコト。

(ニ) 之カ實際取扱ハ輸出組合及輸入組合ノ自治的統制ノ形式ヲ採用スルコト。¹⁷⁾

と義務輸出制という名称で、ほぼリンク制に該当するプランを明記している。輸出組合等による自治的統制によるものとされていることから、後に実現する団体リンク制に該当するものとみなしてよいだろう。もつとも、この「輸出振興計画案」の掲げる三九年目標数値は、三七年の実績に対し輸出合計で約一・三倍というきわめて楽観的な見通しになっていた。

日本經濟連盟会も、三八年三月に「(二) 輸入原料に依存する主要工業に対する方策」のなかで「製品の輸出に関しては各工業別に一定数量を義務的に輸出せしむる主旨により原料の年間所要数量を過去の輸出数量の実績に本づき推定し：当該工業に必要な原料の基本数量を定むること」と義務輸出制と同内容の提案を行い、「前項の輸入許可および替許可に関する当該工業内部の処理につきましては製造業者、加工業者、原料輸入業者、製品輸出業者を網羅する統制団体を結成せしめ自治的に処理せしむること」と、団体リンク制の考え方を示していた。⁽¹⁸⁾

このように、池田蔵商相の登場以前にリンク制は実施されていたし、民間からはリンク制（義務輸出制）を綿花・羊毛など主要商品に広げていくこと、その方法として輸出組合あるいは新たな統制団体による自治的統制を採用することが提言されていた。大蔵省の管轄する輸入為替許可制のみでは、輸出の減退につながる、という認識は広く共有されており、輸出増大をもたらすための新たな制度が模索されていたのである。⁽¹⁸⁾

③ 個人求償制案から組合求償制案へ

これまで紹介してきた義務輸出制は、輸出組合などの団体が主体となつて行うものであったが、三八年四月以降に新たな方式として個人求償制なるものが提唱される。四月九日、吉野商相が、日本經濟連盟会、輸出組合中央会、工業組合中央会、商業組合中央会、日本貿易協会の五団体役員を招き、貿易振興策につき協議した結果、五団体が輸出振興合同委員会を組織することになった、という。⁽¹⁹⁾ 同じ記事に東京商工会議所が輸入確保策と積極的輸出促進策を検討してきた結果、建議案をまとめたと報道されている。建議案は

個人的求償制度を採用すること

日中戦争期の輸出入リンク制について

一、輸出したる者に輸入権を与へること、但し、過去相当年間輸入のみに従事せる業者に対しては別にある程度の考慮を払うこと

二、主要輸出品と重要輸入品とをリンクせしめこれを本制度の適用外に置くことを得るものとする事、軍需品、輸入禁制品に対しては本制度を運用せざる事

三、一の輸入権は輸入商品の性質（例へば工業原料たるか或は不急物資たるかなどの如く）に応じ輸出入金額に対し比率を定め賦与すること、前項の比率は国内物資の需給状態に応じ随時増減調整をなすものとする事⁽²⁰⁾…この「個人的求償制度」では、輸出した者（おそらく輸出商、商社）に「輸入権」が与えられる。後に具体化される総合リンク制、個人リンク制の魁となるアイデアである。ただし、主要輸出品、重要輸入品、軍需品は「個人的求償制度」の適用外とする、というのであるから、主要輸出品などは商品別リンク制を実施し、その他の商品についてこれを実施する、という考え方らしい。輸出振興を図るために輸出商、商社の才覚による輸出増加が輸入権付与を経て次の輸出を可能にする、というメカニズムにより輸出を拡大基調に転じさせようとするねらいがあるのだろう。個人（輸出商・商社）を主体に考えた輸出振興策として画期的なものである。

ところが、個人求償制には反対意見が出された。まず、吉野商相は、四月二二日、「個人求償制はすでにイタリアにおいて試験されたが徒らにプレミアム稼ぎの弊を生ずるだけで問題にならぬことが明かである。一方輸入を輸出にリンクする案に対し個人求償的な点を非難する向きがあるが、これは全く誤解でこのリンク案は業者全体から見たもので決して個人的なものではない」と語った⁽²¹⁾。個人求償制導入に反対し、商品別リンク制については団体リンクだからよい、というのである。プレミアムが生ずる、という点は個人求償制推進派とみられる田中完三（三菱商事）が「輸

入権は他人に譲渡出来るやうにして置くべきものである。場合に依つたら、そこへプレミアムが生ずるかも知れぬ⁽²²⁾と肯定していた。しかし、同じ民間でも大阪商工会議所は、四月二十七日、個人的求償制度に対し「右制度は一般に貿易組合、工業組合などによる統制を破壊する結果、大企業のみを利益し中小貿易業者ならびに製造業者に甚だしき打撃を与ふるものなりとの点を主として右制度に反対の意向を表して」⁽²³⁾いたのである。

吉野商相の輸出振興策についての諮問を受けていた五団体は、五月三〇日にできあがった答申案を商相に提出した。そのなかに

組合を通じて輸出入をリンクすること

輸出業者が輸出をなしたる時は所属輸出組合に届け出で組合はこれらの輸出货量額を総括して中央機関に提示し該機関はこれに本^{もと}づき輸血量額を輸入組合に割当て輸入組合はさらにこれを適宜所属組合員に配分すること、但し下記第五項および第六項の場合はこれを除くこと。⁽²⁴⁾

資料中の第五項は商品別リンク制、第六項は相手国との求償協定がある場合である。民間五団体の答申は、輸出組合・輸入組合を中心とした組合求償制とでもよぶべきもので、この場合、輸出商と輸入商は別人かつ別組合の構成員であるから、個人求償制（輸出した者が輸入権をもつ）とはまったく異なる思想に基づいている。実は、この直前に日本商工会議所が自らの貿易振興方策をまとめ商相に提出するとともに五団体の懇談会に参考案として提出していたのだが、その骨子が輸出組合・輸入組合による組合求償制なのである。⁽²⁵⁾日本商工会議所が成案をまとめるに際して、東京商工会議所は個人求償制を提起し大阪商工会議所はそれに反対し「組合求償制案」を作成、日本商工会議所としては後者を採用する旨が報じられている。⁽²⁶⁾

日中戦争期の輸出入リンク制について

商工省は、五月十九日時点（池田蔵相商の登場は五月二六日）で次のような検討状況であった。

：現在既ニ商品別ニ製品輸出ト原料輸入トヲ聯繫セシムル政策ヲ相当進メテ居リマスノミナラズ爾余ノ商品ニ付キマシテモ可及的ニ本制度ヲ拡充セントスル意図ノモトニ鋭意研究ヲ進メテ居ルデアリマスガ輸出振興ノ一日モ忽ニスルコトノ出来ナイノニ鑑ミマシテ商品別「リンク」制度以外ニ全面的ナ輸出輸入ノ「リンク」制度ニツイテモ亦目下鋭意考究ヲ進メテ居ルデアリマス。⁽²⁷⁾

商品別リンク制度以外の全面的な輸出入のリンク制にあたるのが、民間五団体（日本商工会議所案も含む）による組合求償制案なのか、少数意見にとどまった東京商工会議所の個人求償制案なのかは、この資料からはわからない。ともあれ、吉野商相期に、商品別リンク制は既定の路線であったことに加え、全面的なリンク制が検討されていたこと、そして、民間の多数意見は個人求償制ではなく組合求償制であったこと、吉野商相も個人求償制には反対であったことが確認できるのである。

④総合リンク制構想

総合リンク制の名称を最初に用いたのは個人求償制に反対していた大阪商工会議所であった。五月一六日に開かれた大阪商工会議所貿易部会において、その時点での日本商工会議所貿易対策委員会作成の案（実は東京商工会議所案）は個人求償制を骨子としていて反対である旨を確認した上で、「輸出、輸入、商業、同業、工業の各組合を連携して輸出入、生産配給および販売の全般的統制を行はしめ、もつて、一般輸入製品ならびに輸入原料とその原料をもつてする輸出製品及び国内原料をもつてする輸出製品に対する総合的リンク制を確立すること」としている。⁽²⁸⁾大阪商工会議

所のいう綜合リンク制は、個人求償制に反対する立場からの組合求償制なのである。ところが、商工省は、おそらく池田蔵相商就任後に綜合リンク制の名前のみを引き継いで、個人求償制に基づく綜合リンク制を考案したのである。商工省は綜合リンク制案の骨子を三八年七月に発表し、原案（成案）を九月に決定した。要点を箇条書きにする。

1. 原則として任意の物資の第三国向輸出に対し、輸入割当の範囲内において任意の物資の輸入を許可する。かつ、物資を輸出せぬ限り輸入を認めぬ建前とする。

2. ただし個別リンク適用品目は適用範囲から除き、また生糸の輸出、軍需品その他特殊品の輸入については適用しない。

3. 金額リンクとし輸出金額に対し一定割合の金額の輸入権を認める。

4. 輸入権は一定期間内に行使せしめることとし、そのプレミアム付売却を認める。

5. 輸入権売買の斡旋機関は日本銀行とする。

6. 輸出証明は輸出手形取組の際、為替銀行をして証明書を作成させる。

7. 個人リンク制による自由競争を建前とする。⁽²⁹⁾

これが、先に紹介した個人求償制であることは明らかであろう。これに対して、大蔵省は、第一に民需品の輸入許可は物資動員計画と矛盾すること、第二に、輸入権のプレミアム付売買は輸出品のコスト高の原因をなすこと、第三に、輸入権売買を担当する日本銀行に、そのような経験がないことなどを理由として反対した。⁽³⁰⁾

ところが、大蔵省は反対したものの池田蔵相は賛成している。一〇月七日の談話で

自分としては綜合リンクを出来ればやりたいと思つてゐる、来週早々商工、大蔵兩事務当局関係官を招致し、兩

日中戦争期の輸出入リンク制について

者の食ひ違ひをよく調査して見て案が纏れば出来るだけ速やかに実行に移したい考へである、基準にする法令の問題は為替管理法で悪ければ輸出入品など臨時措置法（輸出入品等臨時措置法のこと。筆者注）でもよい、この法令は所詮形式の問題だ、プレミアムも高率ではない限り差支へないと思つてゐる³¹⁾。

まさに、蔵商相兼任のメリットを發揮するべく、対立する事務当局の調整に意欲を見せており、特に輸入権売買のプレミアムについては認れていることは、池田成彬の「民間性」のあらわれとして注目できる³²⁾。総合リンク制（個人求償制）は、厳格な輸入為替許可や物動計画に基づく貿易とは異質の自由主義的側面を有したのである³³⁾。

結局のところ、総合リンク制をめぐる商工・大蔵両省の対立は、大蔵省に軍配があがり、総合リンク制は、商品限定したかなり小規模な制度に変えられ、特殊リンク制との名称のもと、三九年一月一〇日から実施された。輸出入すべてを網羅する全面的なリンク制は遂に実現しなかつたのである。

⑤綿業個人リンク制（三八年七月）の意義

池田蔵商相の功績とされるものに、綿業の個人リンク制がある。綿業については、三八年四月から、すなわち吉野商相期に団体リンク制が実施されていた。その骨子は、原料綿花の使用業者に団体を結成させ、その団体に対して過去二ヶ月間の綿布輸出総額に一定比率をかけた額の綿花輸入を許可するというものであった。しかし、綿花の配分や内地流入阻止は大日本紡績連合会などの自治的統制にゆだねられ、効果はみられなかつた、とされている。そこで、池田蔵商相登場後、三八年七月に綿製品輸出増進方策要綱、輸出綿製品配給統制規則などに基づき個人リンク制が導入された。これは、綿布の国内流用・円ブロック向け輸出を法的に禁止するとともに、織布業者をすべて紡績会社の

賃織へと編成替えし個々の紡績会社に綿花輸入を許可するものであった。これを官治的統制と評する向もあったが、商工省工務局織維工業課長美濃部洋次は「カルテル組合等の生産割当等の制限を極力廃止し、自由競争、優勝劣敗の途を開き……」と自由化の側面を強調している。³⁴⁾

以上の経緯を振り返り、リンク制導入が、なぜ池田成彬の功績とされたか、につき私見を述べておきたい。第一に、リンク制そのものは団体リンク制という方式で吉野商相期に実行されていた。民間の義務輸出制意見や個人求償制(後の総合リンク制案につながる)も提起されていたが、吉野商相は、個人求償制には明確に反対の意思を表明していた。第二に、池田蔵商相は、個人求償制の流れを汲み商工省が提起した総合リンク制に賛意を示した。大蔵省の反対にもかかわらず、である。また、七月に実施した綿業リンク制は、従来の団体リンク制から個人リンク制に転換したものであった。池田蔵商相期に実現したのはリンク制のなかでも個人リンク制なのである。もともと、商品によっては新たに団体リンク制として始まるものもあり、池田蔵商相期に個人リンクばかりが行われたわけではないが、吉野商相との対比は明らかであろう。当時、民間にも商工省にも統制一辺倒に危惧の念を抱き、自由競争の余地を残そうとする動きがあり、それを具体化できる人物は池田成彬を置いて他にはいなかったであろう。カルテル組織(大日本紡績連合会などの任意団体、中小工業者の工業組合、輸出商の輸出組合)による自治的統制の延長線上に団体リンク制を考案し実施した吉野商相に対し、個人リンク制導入に踏み切り、また個人求償制の延長線上にある総合リンク制を導入しようとした池田蔵商相は明らかに、自由競争志向をもっていったと評価できる。リンク制は吉野商相期に始まったが、功績は池田蔵商相に帰せられる理由はこれである。

第二章 輸出入リンク制の展開と帰結

①制度

輸出入リンク制は、形式上、次のように区分されている。まずリンクの対象となる商品の有無によって、個別リンク制（商品別リンク制）、一般リンク制（総合リンク制）、そして、これらの中間形態として集団商品別リンク制（特殊リンク制）が想定された。また、リンクの主体をいかなる者にもたせるかによって、個人リンク制、団体リンク制に区分され、原料と輸出品のリンクを結びつける基準によって金額リンク制、数量リンク制に区分された。戦時期日本において最初に実施されたのは個別リンク制（商品別リンク制）であった。³⁵⁾

羊毛では、羊毛製品リンク制要綱（一九三八年二月二二日）により、①羊毛製品（羊毛をカードまたはコムしたもの、毛糸、毛織物、毛メリヤス及び毛メリヤス製品、毛布・膝掛・肩掛・襟巻）を第三国へ輸出したとき、その都度当該製品に含まれる毛糸の紡績業者にこれに相当する羊毛の輸入を認める、②これにより羊毛を輸入した紡績業者は、十ヶ月以内にこれに相当する羊毛製品を輸出すること、③輸出商は、羊毛製品を輸出した時には当該紡績業者に輸出証明書を交付すること、などを骨子としたリンク制が三月十五日から実施された。³⁶⁾

綿業におけるリンク制の成立過程を表1にまとめたので参照されたい。特徴として、第一に、リンク制は官民懇談会によって協議されており、民間側（大日本紡績連合会、日本綿織物工業組合連合会など）の意向をも踏まえた形で実施されたこと、輸向き綿布の内地流用阻止に関しては団体リンク制の段階から純綿糸布及綿製品内地流用阻止に

表1 綿業リンク制の成立過程

3月	
9日	綿糸布輸出振興策は棉花とのリンク制が効果的と官民懇談会で意見一致
11日	商相は議会で棉花の如きは相当長期に総括的に為替許可の旨言明
14日	綿布義務輸出リンク案大綱決定
24日	輸出向綿糸布の国内流用防止具体策決定
4月	
1日	純綿糸布及綿製品内地流用阻止に関する申合を実施
5日	輸出向純綿糸配給にも切符制採用
18日	綿工連（日本綿織物工業組合連合会）加盟組合の綿糸使用業者大会は綿糸配給統制の是正を要望
28日	綿糸消費統制協議会第7回会議を商工省に開催，6月分綿糸配給数量並に7月分輸出向純綿糸の配給割当と同時に5，6月分の同割当をも併せ決定
5月	
11日	綿工連，紡連（大日本紡績連合会）提携に依る賃織契約成立
18日	商工省「輸出向け綿糸，綿布，綿製品内地流用防止監督委員会」設置決定
30日	純綿糸布の内地流用阻止規約を強化
6月	
8日	商工省は綿糸転用防止に特殊工場制採用，成案は今月中に作成し，7月1日より実施
15日	綿業需給調整協議会創立
18日	商工省は個人リンク制による新綿業政策を発表
20日	中国向綿糸布の積出今後半々年間停止，華北向綿布の輸出約定期全部の解合実行に決定
29日	商工省，綿製品輸出増進方策要綱，国内綿製品ニ対スル処置要綱を発表，紡績会社の個人リンク制，内需用の棉花輸入の禁止を実行
7月	
5日	輸出向商品の原料輸入は3ヶ月先物迄許可に方針決定
15日	綿製品義務輸出2ヶ月制に紡連は反対表明
21日	精算受渡綿糸のリンク棉輸入権帰属方式決定

<出所>

- 「綿業日誌（昭和十三年三月中）」『綿工連』第33号，1938年4月
 「綿業日誌（昭和十三年四月中）」『綿工連』第34号，1938年5月
 「綿業日誌（昭和十三年五月中）」『綿工連』第35号，1938年6月
 「綿業日誌（昭和十三年六月中）」『綿工連』第36号，1938年7月
 「綿業日誌（昭和十三年七月中）」『綿工連』第37号，1938年8月
 通商産業省『商工政策史第16巻繊維工業（下）』1972，116頁～117頁

日中戦争期の輸出入リンク制について

関する申合」(四月一日)から商工省「輸出向け綿糸、綿布、綿製品内地流用防止監督委員会」(五月十八日)まで強化されていることが確認できる。しかし、団体リンク制である限り内地流用が阻止できない、として七月の個人リンク制への移行となったのである。

人絹では、一九三八年七月、商工省は人造絹織物輸出振興方策要綱、人造絹織物輸出振興方策細目を決定し、人絹織物の団体リンク制実施に踏み切った。³⁷⁾その内容は

1. 人絹織物を純輸出物・満支物・内地物(朝鮮を含む)に大別し、各々につき一ヶ月ごとの生産数量を三ヶ月前に協議して決定する。
2. 特殊品は、日本絹人絹糸布輸出組合連合会³⁸⁾所属の輸出商または日本絹人絹織物商業組合連合会³⁹⁾所属の中間商人の注文さえあれば自由に生産できる。
3. 普通品は、ボイル・朱子・パレス・塩瀬などの白無地物で、特殊品と異なり生産を制限し、一ヶ月原糸四〇〇万ポンド(四万函)、最初の三ヶ月間は一二〇〇万ポンド(一二万函)のうちから特殊品・交織物用を差し引いた糸量を、織物反数に換算した数量だけを生産し得る。普通品は過去の実績により所属組合に割当て、その割当を限度として義務的に生産させる。
4. 純輸出物に使用する原糸はすべて協定価格による協定糸であり、嚴重に国内転用を防止する。組合員は、協定糸で織った織物は必ず注文者または人工連に納めなければならない。不合格になった場合は組合は必ず代品を提供しなければならない。
5. 輸出人絹糸布に対する見返りパルプ量は、人絹糸一〇〇ポンドに対して一四〇ポンド、人絹糸を含む製品に

ついては一五五ポンドとなっている⁽⁴⁰⁾。

第四点の協定価格とは、原糸生産者たる日本人絹連合会⁽⁴¹⁾と日本人造絹織物工業組合連合会⁽⁴²⁾が行う原糸価格の協定を意味し、この輸出用原糸を協定糸とよんだ。第五点について、人絹糸一〇〇ポンドを生産するのに必要なパルプ量は一二五ポンドといわれているので、見返りパルプ量は余剰を生じるように設定されており、人絹会社は輸出をすればするほど原料が豊富になるしくみになっていた。また、人造絹織物輸出振興方策細目によると、人絹糸の配給数量は、人絹糸輸出に月一万函、輸出織物に月四万函、満関支向けに月八万函、という割合であった⁽⁴³⁾。

人絹リンク制は八月一日から実施された。当初は、団体リンク制としてスタートしたが、実施するとまもなく、協定糸供給不円滑が産地から問題視され、不満が噴出することになる⁽⁴⁴⁾。そのため、四〇年一月には個人リンク制に改変され四一年七月まで行われている。実績について数値を見ながら検証することにしよう。

②政策効果

人絹

人絹リンク制の外貨獲得の度合いを評価するために表2「パルプ輸入高と人絹輸出高」を作成した。人絹リンク制は、人絹糸の原料の中心をなすパルプ（人絹パルプ）の輸入と人絹糸・人絹織物輸出とをリンクさせていたので、「（人絹糸第三国輸出額＋人絹織物第三国輸出額）－人絹パルプ第三国輸入額」を人絹の第三国貿易収支とみなすことができる。まず、表2の一番右の人絹第三国収支の欄をみると、日中戦争前の三五年、三六年には約一億円であった。これが三八年には約五千万円に激減したが、リンク制実施以降は約七千万円から約八千九百万円と増加をみせた。日中戦

表2 パルプ輸入高と人絹輸出高

	人絹パルプ輸入			人絹織物輸出			人絹糸輸出			人絹
	数量(百斤)	価額(円)	うち第三国 価額(円)(A)	数量(万疋)	価額(円)	うち第三国 価額(円)(B)	数量(百斤)	価額(円)	うち第三国 価額(円)(C)	第三国収支 (B+C)-A(円)
1935年	2,139,136	33,929,930	33,929,930	424,192,997	128,260,226	116,224,443	230,033	22,852,554	14,930,859	97,225,372
1936年	2,863,763	44,056,829	44,056,829	527,547,322	149,169,597	126,341,829	334,892	29,173,262	18,240,916	100,525,916
1937年	4,919,834	80,370,768	80,370,768	485,128,278	154,860,384	135,341,319	426,622	44,802,573	38,749,283	93,719,834
1938年	1,931,913	34,469,179	29,572,902	337,121,693	115,761,723	71,606,496	166,606	17,887,798	7,962,417	49,996,011
1939年	2,382,226	48,878,649	37,851,533	309,971,406	137,358,179	85,355,791	277,760	29,347,706	23,850,734	71,354,992
1940年	2,371,031	54,796,193	46,382,954	211,701,706	116,111,969	85,194,011	469,256	59,544,014	50,182,687	88,993,744
1941年	572,346	15,197,563	10,522,832	97,568,660	60,458,721	39,762,615	331,567	67,553,265	38,070,653	67,310,436
1942年	11,831	306,111	86	34,682,586	31,539,933	16,810,390	119,255	34,899,856	3,643,918	20,454,222

出所：大蔵省『日本外国貿易年表』各年

争前とリンク制実施期を比較するために、前者を三五・三六年平均値、後者を三九・四〇年平均値として比較してみよう。第三国収支の三九・四〇年平均は、三五・三六年平均の八一・一〇%になっている。人絹の第三国収支は、リンク制実施によって日中戦争前の水準を回復するには至らなかったものの、三八年の危機的状況を脱することはできたといえるだろう。

第三国収支回復の要因を人絹パルプ輸入、人絹織物輸出、人絹糸輸出の三つの側面から検討しよう。人絹パルプ第三国輸入額では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の一〇八・〇%となっており、日中戦争前以上のパルプ輸入を実現していることに注目したい。人絹織物第三国輸出額では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の七〇・三%にとどまっている。これに対し人絹糸第三国輸出額では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の二二三・二%（約二・二倍化）にまで達しているのである。同期間に人絹織物十人絹糸輸出額に占める人絹糸比率は一二・〇%から三〇・三%にまで上昇していることからわかるように、この時期には人絹織物輸出から人絹糸輸出へのシフトが進んでいたのである。三五・三六年平均から三九・四〇年平均への第三国収支減（約三億七千万円）に対する寄与率を計算すると人絹パルプ輸入は（十）一六・七%、人絹織物輸出は（十）一九二・五%、人絹糸輸出は（一）一〇九・二%という結果となる。日中戦争前水準を超えるパルプ輸入を可能にしたのは、減退した人絹織物輸出を補う人

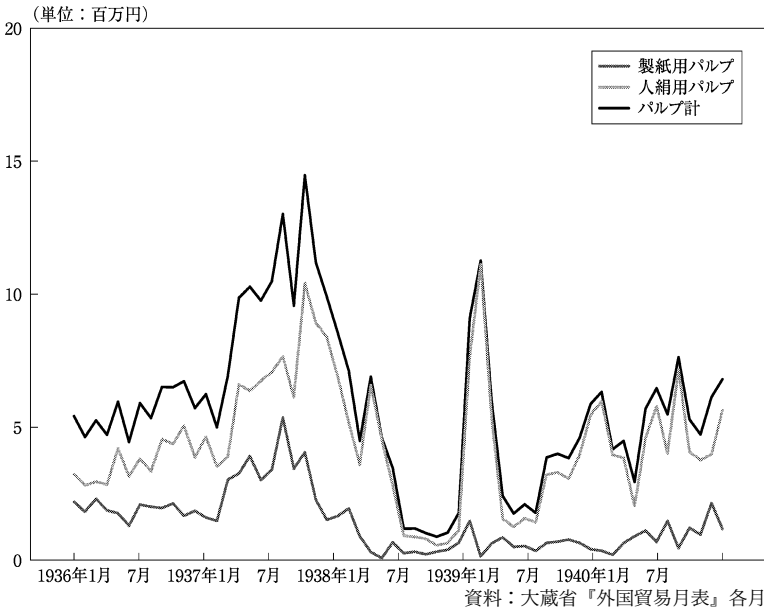


図1 パルプ輸入額

絹糸輸出の伸びであった。⁽⁴⁵⁾ 同期間に人絹織物輸出と人絹糸輸出とを合わせると約一億四千万円から約一億二千万円へとやや減少しているが、一億円の大台を維持したことは注目に値する。

月別のパルプ輸入額の推移を図1に示した。パルプ計の推移をみると、三六年が通常の状態であるのに対し、三七年上半期には異常なほど急増している。その後は、為替許可を厳しくすることによって三七年下半期に激減するが、三八年初頭にはふたたび急増する、というようにきわめて不安定な推移をみせる。これがリンク制実施以降にはほぼ安定的な上昇傾向に戻っているのである。⁽⁴⁷⁾ なお、輸入パルプにおける製紙用と人絹用との比率に着目すると、三七年までは、製紙用パルプが一定の比重を占めていたが、三八年以降には人絹用パルプが輸入パルプの大部分を占めるようになる。⁽⁴⁸⁾

人絹リンク制の実施によって、人絹パルプ輸入を回

毛糸・毛織物輸出高

毛織物輸出			毛糸輸出			羊毛
計	うち第三国		計	うち第三国		第三国収支
数量(方碼)	価額(円)	価額(円)(C)	数量(百斤)	価額(円)	価額(円)(D)	(C+D)-(A+B)(円)
28,369,513	32,400,823	32,400,823	39,896	9,688,101	7,102,735	-154,078,450
37,004,088	45,956,171	45,956,171	53,558	15,312,890	9,739,123	-146,190,853
35,058,175	50,082,143	50,082,143	40,341	15,062,514	11,493,224	-237,516,605
28,071,409	46,844,623	46,844,623	30,831	9,518,591	6,481,547	-35,619,794
26,102,583	51,821,070	18,097,828	60,913	18,609,112	17,621,962	-24,018,481
17,162,442	40,369,427	25,744,394	43,080	18,391,381	18,774,514	-50,212,339
11,989,599	33,736,320	20,459,999	34,436	16,522,169	13,889,893	-78,758,272
3,829,380	18,429,217	3,147,801	5,131	2,599,364	566,498	-1,907,473

の合計。

「ラ含ム」「セルゲス(綿入ヲ含ム)」「其ノ他ノ毛織物(綿入ヲ含ム)」の合計。
 「セルゲス(綿入ヲ含ム)」「クレバネット」「ポプリン」「ウーステッド」「ゼコニー」

復させつつ人絹第三国貿易収支をある程度まで好転させることができたので、リンク制の政策効果はあったとみてよいだろう。

羊毛

羊毛リンク制の効果を評価するために表3「羊毛輸入高と毛糸・毛織物輸出高」を作成した。羊毛の場合は「(毛糸第三国輸出額+毛織物第三国輸出額)ー(羊毛第三国輸入額+毛糸第三国輸入額)」を羊毛の第三国貿易収支とみなすことができる。人絹と異なり、毛糸は長い間輸入商品であったために、日中戦争初期においても第三国からの毛糸輸入がみられることが特徴である。羊毛の第三国貿易収支は、平時(三五、三六年)において約一億六千万円ほどの赤字であったが、三七年にはいっきに約二億六千万円まで拡大する。ところが、リンク制実施後の三八年には約六千八百万円に激減し、三九年には約二千四百万円にまで圧縮されている。赤字であることには変わらないが、その圧縮の度合いは顕著であった。四〇年には約五千万円、四一年には約七千九百万円と赤字が拡大しているが、三九・四〇年平均は三五・三六年平均の二二・四%にすぎなかった。日中戦争前後に羊毛第三国収支の好転は顕著にみられたのである。

表 3 羊毛輸入高と

	羊毛輸入			毛糸輸入		
	計	うち第三国		計	うち第三国	
	数量(百斤)	価額(円)	価額(円)(A)	数量(百斤)	価額(円)	価額(円)(B)
1935年	1,840,980	191,760,871	191,651,066	8,134	1,930,942	1,929,250
1936年	1,640,636	200,898,493	200,012,841	6,785	1,873,306	1,871,715
1937年	1,953,835	298,403,862	297,486,738	4,318	1,605,234	1,605,226
1938年	881,889	94,425,569	88,616,766	634	329,198	327,627
1939年	801,688	72,590,259	59,738,238	0	33	5
1940年	770,089	105,251,143	94,731,176	0	71	55
1941年	906,924	124,066,572	113,107,138	0	1,026	911
1942年	142,006	25,883,717	5,621,312	0	460	310

- 注 1 1935年～の羊毛は「羊毛(カード又ハコウムシタルモノ)」と「其ノ他ノ羊毛」
 2 1935年～1936年の毛織物輸出は「毛製モスリン(綿入ヲ含ム)」「羅紗(綿入
 3 1937年～の毛織物輸出は「毛製モスリン(綿入ヲ含ム)」「羅紗(綿入ヲ含ム)」「
 「フランネル」「其ノ他ノ毛織物(綿入ヲ含ム)」の合計。
 4 1939年～の毛糸輸出は「毛織糸」「毛編糸」の合計。

出所：大蔵省『日本外国貿易年表』

その要因を羊毛輸入、毛糸輸入、毛織物輸出、毛糸輸出の四つの側面から検討しよう。羊毛輸入では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の三九・四％にまで減っている。毛糸輸入では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の〇・〇％と根絶された。毛織物輸出では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の九二・六％と減ってはいるものの、人絹織物ほどではなかった。毛糸輸出では三九・四〇年平均は三五・三六年平均の二二・二％(約二・二倍化)と躍進している。同期間に毛織物＋毛糸輸出に占める毛糸比率は二六・二％から四五・四％へと上昇している。羊毛収支の大幅な好転には、羊毛輸入の減と毛糸輸出の増が貢献しているのである。⁴⁹⁾ 三五・三六年平均から三九・四〇年平均への第三国収支増(約二億六千万円)に対する寄与率を計算すると、羊毛輸入は(十)九二・三％、毛糸輸入は(十)一・五％、毛織物輸出は(一)一・四％、毛糸輸出は(十)七・六％という結果となり、羊毛輸入減の効果が圧倒的である。同期間に毛織物輸出額と毛糸輸出額とを合わせると約三千二百万円から約四千万円へと増加しているので、輸出振興の効果は一応みられるのである。月別の羊毛輸入額を図2に示した。商品の特性上、季節的変動が

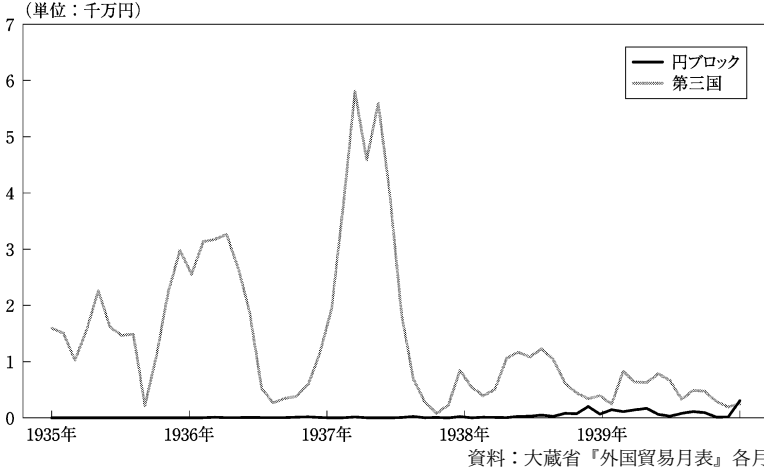


図2 羊毛輸入価額

大きいのが、三五年、三六年の状況を一応ノーマルなものともみなすと、リンク制下において季節的変動も押さえられたことがわかる。また、占領下中国における経済建設のなかで強調された羊毛の対日供給^⑤についてみると、三八年下半年以降実績をあげており、三九年一二月には一時的にはあるが、第三国を凌駕しているのである。暦年データとしては表3の羊毛輸入の価額と「うち第三国」との差が円ブロックからの輸入額を示している。円ブロックからの輸入は三九年に一七・七%、四〇年に一〇・〇%を示しており、日中戦争前に比べると格段に重要性を増している。

原料輸入を大幅に削減しながら製品輸出の増がいかにして可能となったのかについては、立ち入った検討を要するので、今後の課題としたい。羊毛リンク制実施により、毛織物、毛糸合わせた製品輸出はわずかながら増加し、それ以上に羊毛輸入が激減して羊毛収支の大幅な好転が実現したことが判明した。

綿業

綿業収支については通産省、原朗、寺村泰、高村直助らの研究があるが、評価が定まってははいない。たとえば、通産省は『商工政策

表 4 綿花輸入と綿糸・綿織物輸出

	綿花輸入			綿織物輸出			綿糸輸出			綿業 第三国収支 (B+C)-A(円)
	計 数量(百斤)	計 価額(円)	うち第三国 価額(円)(A)	計 数量(百斤)	計 価額(円)	うち第三国 価額(円)(B)	計 数量(百斤)	計 価額(円)	うち第三国 価額(円)(C)	
1935年	12,244,434	713,682,406	692,136,008	2,725,109,310	496,097,082	433,240,408	289,749	35,873,277	30,506,802	-228,388,798
1936年	15,158,648	849,647,667	826,905,899	2,709,884,568	483,591,246	400,177,854	331,573	38,344,845	31,227,209	-395,500,836
1937年	13,680,231	849,749,034	826,033,455	2,643,428,907	573,064,772	476,594,777	389,192	54,905,696	44,124,152	-305,314,526
1938年	9,342,689	436,323,339	364,531,496	2,180,809,669	404,239,736	324,929,809	177,067	39,355,054	35,128,869	-4,472,818
1939年	10,078,327	461,974,170	415,170,527	2,446,035,509	403,942,283	383,274,133	626,249	71,089,521	60,400,030	28,503,636
1940年	7,729,347	503,595,005	412,267,498	1,854,010,852	399,137,536	356,258,388	460,778	57,975,942	56,977,741	968,631
1941年	5,941,346	391,782,893	280,190,414	1,03,797,547	284,180,815	214,645,996	335,662	52,499,287	50,612,148	-14,932,270
1942年	2,028,873	224,282,526	10,450,004	166,612,081	100,970,517	56,944,404	22,253	5,789,137	5,789,137	52,283,537

- 注 1 1935年～の綿花輸入は「繰綿」。
 2 1935年～1936年の綿糸輸出は「綿織糸(二十番マデ)」「綿織糸(四十番マデ)」「綿織糸(六十番マデ)」「綿織糸(其ノ他)」の合計。
 3 1937年～の綿糸輸出は「綿織糸(二十番マデ)」「綿織糸(四十番マデ)」「綿織糸(六十番マデ)」「綿織糸(八十番マデ)」「綿織糸(其ノ他)」の合計。
 4 1941年～の綿織物の数量単位は方碼。

出所：大蔵省『日本外国貿易年表』

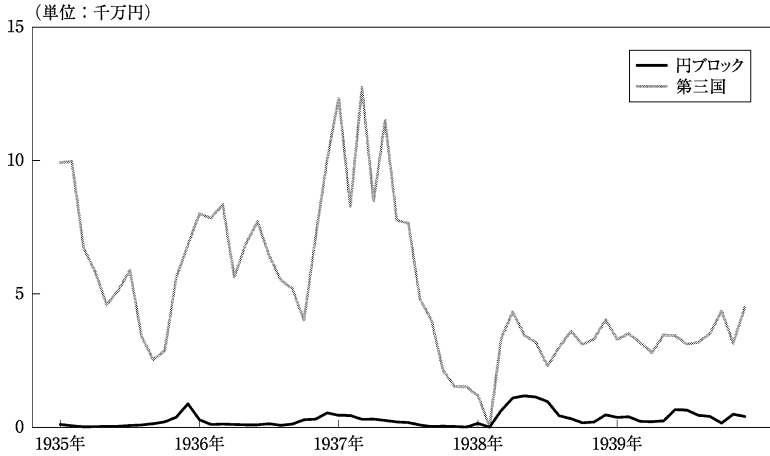
史第六卷貿易(下)』では「これによって(昭和)十三年には減退した綿糸布輸出は、十四年には二倍近くに増大したのであって、十分に効果をあげたということができよう⁽⁵²⁾と高く評価しているのに対し、別の巻『商工政策史第一六巻繊維工業(下)』では、①経済警察の統制違反摘発が続出(いわゆる禁綿事件)し、業界が萎縮したこと、②強制的な輸出のために輸出単価が暴落し、外貨獲得という目的を損なったこと、③織布業者を紡績会社の下請・賃織としたことにより中小企業の独立性を失わせ、加工綿布の輸出が減少したことなどを指摘して、きわめて低い評価を下している⁽⁵³⁾。原朗、寺村泰も概ね後者と同じく低い評価を下している⁽⁵⁴⁾。

この評価の違いをもたらした一つの原因として「綿糸布」輸出をみるのか、「綿布」輸出をみるのか、という問題があり、明確に綿糸輸出をも含めて評価を下しているのは高村の研究だが、輸出単価の下落、綿布滞貨の増大などを根拠として綿業リンク制には低い評価を下している⁽⁵⁵⁾。そこで、表4「綿花輸入と綿糸・綿織物輸出」を作成した。結果をみると、「平時」における綿業第三国貿易収支は三五年約二億三千万円、三六年約四億円の赤字であった。これがリンク制が実施された三八年には約四百万円の赤字に圧縮され、三九、四〇年には黒字に転じている。第三国収

支の変動は、人絹、羊毛に比べ格段に大きかったのである。綿業第三国収支は三九・四〇年平均は三五・三六年平均の（一）一〇四・七％となっている（赤字から黒字へ転じているので変化率はマイナスとみなした）。

綿業第三国収支反転の要因を検討しよう。三九・四〇年平均の三五・三六年平均に対する比を求めると綿花輸入は五四・五％に減少し、綿織物輸出は八八・七％に減少し、綿糸輸出は一九〇・一％に増加（約一・九倍化）している。同期間の綿織物＋綿糸輸出額に占める綿糸の比率を算出すると六・九％から一三・七％となる。寄与率で示すと、三五・三六年平均から三九・四〇年平均への綿業収支の変化（約六億五千万円の増）に対して綿花輸入は（十）一〇五・九％、綿織物輸出は（一）一四・四％、綿糸輸出は（十）八・五％であった。綿業第三国収支反転の要因のほぼすべては綿花輸入の減であり、輸出側では綿織物輸出はまったく寄与せず、綿糸輸出のみが寄与している。「輸出入リンク制が綿織物輸出の増加をもたらさなかった」という先行研究の指摘は、その限りでは正しいのだが、綿業全体の外貨獲得という観点からは、評価は異なる。綿織物と綿糸を合わせた輸出額は三五・三六年平均約四億五千万円から三九・四〇年平均約四億三千万円へと微減にとどまっている。綿業リンク制実施によって、綿織物輸出から綿糸輸出にシフトしつつ製品輸出額をほぼ維持しながら原料輸入を半減させ、結果として綿業第三国収支を赤字から黒字にしたのである。

外貨節約↓獲得に寄与した綿花輸入の月別推移を示した図3を検討しよう。羊毛と同じく三五年、三六年にみられた激しい季節変動が、リンク制下においては抑制されている。注目すべきは、円ブロック輸入綿花の動向である。羊毛と同じように中国占領地における綿花生産奨励策が実行され、対日供給にも大きな期待がかけられていた。⁵⁷三八年上半期には円ブロックの輸入が増えているが、同年下半期以降は低い水準で推移している。中国産綿花の対日供給はきわめてマイナーな位置を占めたにすぎなかったのである。ところで、リンク制の目的が外貨獲得であるため、ここ



資料：大蔵省『外国貿易月表』各月

図3 綿花輸入価額

までの分析は、輸出入の金額を問題にしてきた。綿花輸入については、物的な側面も考慮して綿花輸入数量についても一瞥しておきたい。図4は輸入先別にみた数量ベースのグラフである。金額ベースの図3では三七年に対して三八年以降が半分以下の水準となっていたが、数量ベースで見るとその差はやや小さくなる。また、リンク制実施期に対日供給の主たる供給元はアメリカ(米棉)と英領インド(インド棉)であったことがわかる。数量ベースでも円ブロック(中国棉)はマイナーな位置しか占めることができなかつたのである。

繊維品

以上の分析をふまえて、総括的なデータを作成した。図5は各繊維収支と繊維輸出額を月別にみたものである。グラフの「第三国輸出額」にはリンク制が実施された綿、羊毛、人絹関係品に加えて国産原料からつくられる生糸、絹織物も含めた数値を計上した。「繊維収支」は、リンク制関係の綿業収支、羊毛収支、人絹収支の合計である。図5の注にあるように、資料的制約から毛糸輸出のデータが含まれず、また綿関係では綿タオル、メリヤスを加

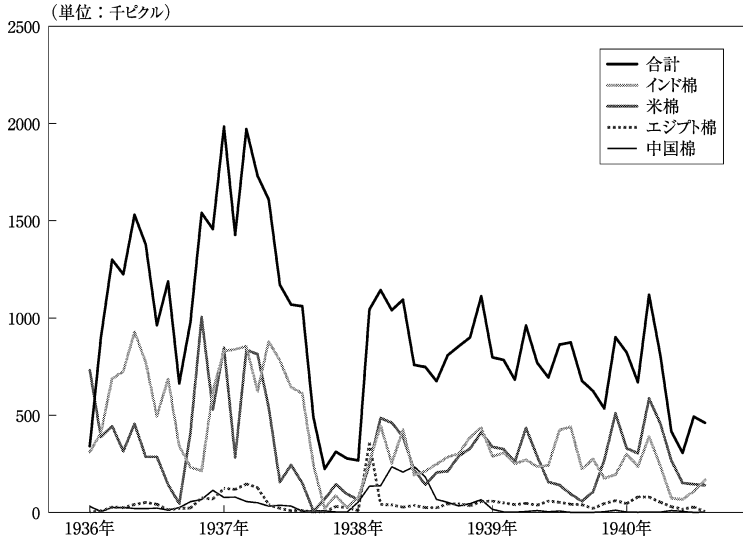
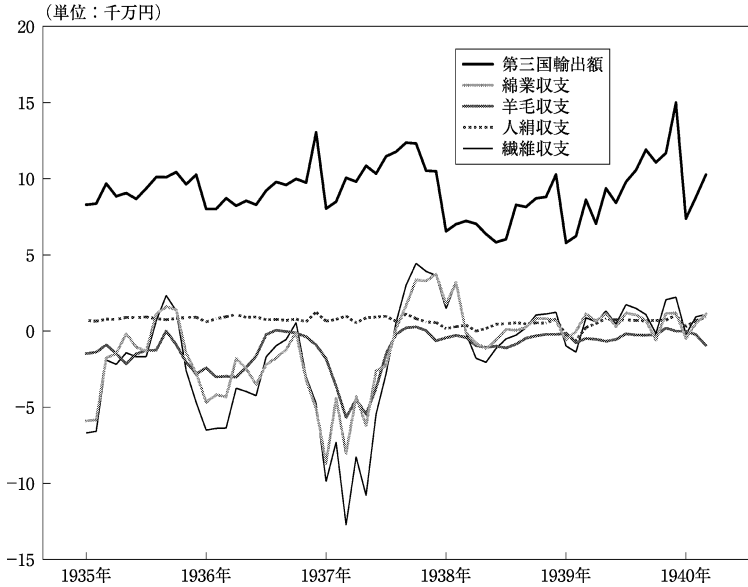


図4 綿花輸入数量

えるなど表3、表4とは若干の基準のズレがあるが、大勢を知るには差し支えないだろう。

まず、各収支の動向をみると、日中戦争前の三五年には、人絹収支は常に黒字で推移しているが、綿業収支は上半期に赤字、下半期（八月～十月）に黒字となる。羊毛収支は上半期に赤字、下半期には赤字幅は縮小するものの黒字には至らない。結果として繊維収支は上半期赤字、下半期（八月～十月）黒字となつてゐる。三六年は綿業収支が下半期にも黒字にならず、羊毛収支が八月に一回黒字に転ずるのみで、十一月、十二月には見越し輸入により巨額の赤字を記録し、そのまま三七年上半期に突入した。三七年一月以降、輸入為替許可制実施とその強化によって、繊維収支は急上昇をみせ、三七年九月から三八年二月まで綿業収支が連続して黒字を記録し、繊維収支もこれに規定されて黒字を続けた。これは、原料輸入を厳しく制限した結果であつたので、図5の上を走る第三国輸出額は、生糸、絹織物を含むにもかかわらず、三八年一月から七月まで連続して八千万



- 注1 綿業第三国収支は、綿糸、綿織物、綿タオル、メリヤスの対第三国輸出額から対第三国綿花輸入額を引いたもの。
 注2 羊毛第三国収支は、対第三国毛織物輸出額から対第三国羊毛輸入額を引いたもの。毛糸は『外国貿易月表』の項目として掲載されていないため、表3の数値と差が生じている。
 注3 人絹収支は、人絹糸、人絹織物の対第三国輸出額から人絹パルプの対第三国輸入額を引いたもの。
 注4 第三国輸出額は、綿糸、綿織物、綿タオル、メリヤス、毛織物、人絹糸、人絹織物、生糸、絹織物の輸出額の合計。
 注5 繊維収支は綿業収支、羊毛収支、人絹収支を合計したもの。生糸、絹織物輸出は含まない。

資料：大蔵省『外国貿易月表』各月

図5 繊維品第三国貿易収支

円未満という不振に陥ったのである。
 リンク制が出そろう三八年下半年以降をみると、各繊維収支は、いずれも好転し均衡を維持するようになっていく。表2(表4により累年データの黒字化(赤字幅縮小)は確認済みだが、月別にみた場合に、収支の季節変動も押さえられているのである。しかも、重要なのは、繊維収支が均衡している時期に、第三国輸出額が顕著に増大していることである。三九年一月、二月に減退して以降、同年十二月のピーク(約一億五千万円)まで、増大傾向を続けてい

日中戦争期の輸出入リンク制について

るのである。したがって、繊維輸出入リンク制は、平時に恒常的に発生した繊維収支の赤字をほぼ解消し、同時に繊維品の第三国輸出額を増大させることに成功した、と評価することができるだろう。ただし、平時において繊維収支は赤字を基調としていたために、達成されたのは厳密には外貨獲得ではなく繊維収支の均衡化、すなわち外貨節約にとどまったのである。

③リンク制の終焉

繊維の輸出入リンク制は、それぞれの業界内部では、さまざまな問題点を露呈していたが、外貨節約と輸出増進の機能は果たしていた。リンク制が意味を失っていくのは、目的である外貨獲得それ自体の意義が薄れてきたからである。外貨獲得策それ自体の見直しの契機を示すものとして重要なのは、四〇年九月の「外交転換」である。「外交転換」とは、九月二七日の日独伊三国同盟締結を受けて言われているものであり、英米圏との協調を必要とした外貨獲得策が終焉に近づいていることを如実に示している。この日の閣議では「外交転換二伴フ応急対策要目」が閣議決定された。貿易に関する部分をみると

(8) 貿易対策ノ改訂

(イ) 独伊ニ対スル貿易ノ促進

(ロ) 東亜共栄圏ノ貿易ノ増強

(ハ) 輸物資ノ転換

(ニ) 第三国利用、輸出入先ノ転換等輸出入対策ノ樹立

(9) 国内纖維資源ノ補給ニ重点ヲ置ク生糸政策ノ転換

尙当面帝蚕ノ生糸買上資金ニ対スル強制融資ヲ拡大スルコト⁽⁵⁸⁾

と英米を中心とする第三国貿易を重視し、円ブロック貿易を抑制するという従来ノ輸出振興策から転換しようとしていることを明瞭に読みとることが出来る。また、最大の外貨獲得商品であつた生糸について、国内纖維原料としての位置づけを初めて打ち出したことにも注目したい。四〇年九月の外交転換により外貨獲得の必要性が失われていたのである。「生糸政策ノ転換」について、この後農林省は二つの文書(左のA、B)を作成している。

A 外交転換ニ伴フ新蚕糸政策要綱(一九四〇年一〇月四日)

第一 基本方針

本邦蚕糸業ハ幕末開国ノ当初ヨリ対米輸出ヲ主眼トシテ輸出貿易ノ大宗トシテ発達シ来リ其ノ金額ハ四億乃至八億円ニ上リタルガ：殊ニ最近国際情勢ノ激変ニ際会シ我ガ外交方針ノ大転換ヲ見ルニ及ビ将来対米輸出ニ依存スルコトノ至難ナル事態モ発生スベク他面羊毛及棉花等ノ獲得困難トナリテ之等纖維資源ノ補填ヲ策スルノ要アルヲ以テ急速ニ蚕糸業ノ機構ヲ整備シ万一ノ場合ニ遭遇スルモ本邦纖維資源ノ供給及蚕糸業ノ維持安定上大ナル支障ナカルベキ体制ヲ確立スルコト緊要ナリトス：

生糸用途ノ転換

従来主として米國ニ於ケル絹靴下等ノ製造ノ為十四中又ハ二十一中ヲ目標トシテ輸出向ニ製造セラレタルモノヲ、羊毛代用、人絹スフ混織其ノ他国内纖維資源ノ欠陥ヲ補填スル用途ニ向ハシムル様生糸用途ノ転換ヲ策スルモノトス(以下略)⁽⁵⁹⁾

日中戦争期の輸出入リンク制について

B 蚕糸業管理制度要綱（一九四〇年十一月一日）

今後ノ蚕糸業ハ国内纖維資源ノ補給ニ重点ヲ置キ可能ナル限り輸出ノ維持ニ努ムルモ必要アル場合ハ直ニ国内ノ用途ニ振向ケ得ル体制ヲ整フル要アリ：

第一 蚕糸需給計画ノ設定

：従来輸出生糸ノ生産ニ偏シタルヲ改メ繭、生糸及蚕種ノ用途別需給計画ヲ定メ之ニ基キ生産配給並□□□ノ計画化ヲ図ルモノトス

一、輸出向優良生糸ニ付テハ輸出計画ニ従ヒ一定範囲ノ製糸業者ヲシテ之ヲ生産セシムルコト

二、国内向生糸ニ付テハ従来ノ用途ノ外実用絹製品及人絹スフ混織用トシテ計画生産ヲ行フコト

三、羊毛等ノ補給ニ資スルガ為繭ノ一定数量ヲ短纖維トシテ処理スルコト（以下略）⁽⁶¹⁾

生糸は「国内纖維資源ノ補給」に重点を置くこと、すなわち輸出用生糸を減らし絹織物製織および人絹織物・スフ織物との混織用に用いることが提起され、福井産地における絹人絹交織全盛に拍車をかけるものであったのである。⁽⁶¹⁾もはや外貨獲得の必要性が低下してしまつた以上、リンク制の役割は終わらざるをえない。四一年八月のアメリカによる在米日本資産凍結措置の直前、七月末に纖維リンク制全廃が決定され新聞に報道された。⁽⁶²⁾

おわりに

日中戦争期（日中戦争段階、一九三七年〜四一年）に外貨獲得を目的として行われた輸出入リンク制は、民間の

支持を得ながら吉野商相期に始まり、池田蔵商相期に制度を確立させた。繊維原料を輸入すべき第三国も、繊維製品を輸出すべき第三国も、要するに英米圏であったがために、輸出入リンク制を維持・拡大している限りは、ある程度の対英米協調を維持する必要があった。この期間には、中国占領地、満州国との円ブロック貿易は抑制され、大陸占領行政当局および経済界からは、その抑制の解除を求められ続けたが、あくまでも日本政府の基本路線は外貨獲得、第三国貿易重視であった。主要な商品別リンク制（綿業、羊毛、人絹）について輸出入リンク制の外貨獲得、輸出振興の効果を分析すると、恒常的に抱えていた綿業収支赤字、羊毛収支赤字が解消したことにより、外貨節約は顕著であること、輸出振興（＝輸出額増大）も日中戦争前水準を上回る水準にまで到達していたことがわかった。

それにもかかわらず、日本政府は四〇年春のドイツのヨーロッパ制圧に眩惑され、「無主の地」南方への進出方針を固めていった。この年に英米との決裂を示すできごととは連続的に起きるが、経済政策全般にわたり影響が大きかったのは、同年九月の外交転換である。外貨獲得そのものが事実上放棄されるに至り、輸出入リンク制の存在理由もなくなってしまう。一九四〇年九月の外交転換に至る経緯については、政治・経済の両側面から考察する必要があるだろう。

註

- (1) 原明「日中戦争期の外貨決済（一）」東京大学『経済学論集』第三八巻第一号、一九七二年。
- (2) 東亜経済懇談会『昭和十七年度東亜経済要覧』一九四一年、一九〇頁〜一九一頁。
- (3) 拙稿「日中戦争期の貿易構想」『道歴研年報』第六号、二〇〇六年。

日中戦争期の輸出入リンク制について

- (4) 財団法人金融研究会『我国金融事情(第壹卷)』一九三九年(日本銀行調査局『日本金融史資料昭和編第二八巻 戦時金融関係資料(二)』一九七〇年、所収)一一三頁〜一二三頁。
- (5) 「軍需用原料品の輸入確保が主眼 消費統制で為替維持 事変下のわが貿易政策 商工大臣吉野信次」『大阪朝日新聞』一九三八年一月五日。
- (6) 繊維工業関係としては、綿製品・スフ等混用規則を公布(一九三七年十二月二七日)し、代用品としてステープル・ファイバーの生産と消費を奨励した。
- (7) 通商局総務課『昭和十二年十月本邦通商振興方策二関スル調査 第一輯本邦対各国別方策(其二)』(外務省外交史料館所蔵)。
- (8) 通商局総務課『昭和十二年十月本邦通商振興方策二関スル調査 第一輯本邦対各国別方策(其一)』(前掲)。
- (9) 戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年。以下、官僚・外交官の経歴は特に断らない限り同書による。
- (10) 外務省通商局『昭和十三年版各国通商の動向と日本』一九三八年、一六頁。
- (11) 「日本の貿易の特徴は第一に輸入先と輸出先との食違が頗る大きいことである。日本は資源に乏しいため工業原料を海外諸国から輸入し之を製造品として輸出せねばならぬ立場に在るので、輸出増加は必然的に輸入増加を伴ふことになるのであるが、従来原料品の輸入先と製品の輸出先が地域的に異なつて居た場合が多い。：日本の貿易の第二の特徴と目すべきものは輸出市場分散化の傾向である。近年日本商品の新販路開拓の努力が功を奏し輸出市場は地域的に著しく拡大した結果従来米、支那、満州、蘭領印度等に偏して居た日本の輸出市場は広く世界各地に分散せられ：即ち日本は一方に原料購入に依る莫大な輸入超過の相手国を有し乍ら、他方最近開拓された新市場に於ては輸出超過の片貿易となつて居る所が少くない。：」外務省通商局『昭和十三年版各国通商の動向と日本』(前掲) 一五頁
- (12) たとえば大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史第一三巻国際金融・貿易』東洋経済新報社、一九六三年。実は、このような認識は同時代人の観察によるものである。たとえば財団法人金融研究会が一九三九年に書き記した事を要約すると、昭和十一年以降の準戦時体制期および日中戦争初期には輸出振興よりも輸入抑制に重点が置かれていて、その結果昭和十三年には入超が縮減し出超にさなくなった、これは輸入原料の加工貿易という性格ゆえ必然的に輸出の減少をもたらし「この輸出減少に対し収支を合せんとして輸入

を抑制すれば再び輸出の減少を来すといふ悪循環を生ずる」のである、十三年五月の池田蔵商相のもとに輸出入リンク制が次々に行われ、同年七月には外国為替基金が設定されたが、これは従来の正貨現送と異なり将来の外貨獲得という積極性を有していた、というものである。財団法人金融研究会『我国金融事情(第壹卷)』(前掲)一二二頁〜一二三頁

- (13) 小倉一郎『概観昭和交易史』事業と経済 翼書房、一九四四年、四二頁。
- (14) 『大阪朝日新聞』一九三七年一〇月六日。
- (15) 「昭和十三年度(自昭和十二年九月一日至昭和十三年八月末日)ニ於ケル羊毛ノ輸入方針ニ関スル件」昭和十二年十月九日(国策研究会文書『毛織物、ス・フ統制』綴)。
- (16) 『大阪朝日新聞』一九三七年一月二二日。
- (17) 日滿財政経済研究会『輸出振興計画案』一九三八年二月(国立国会図書館所蔵)。
- (18) 『大阪朝日新聞』一九三八年三月二日。
- (19) 『大阪朝日新聞』一九三八年四月一〇日。
- (20) 『大阪朝日新聞』一九三八年四月一〇日。
- (21) 『大阪朝日新聞』一九三八年四月一三日。
- (22) 田中完三「輸出増進の最上策」『ダイヤモンド』第二六卷第一五号、一九三八年五月二二日。
- (23) 『大阪朝日新聞』一九三八年四月二八日。
- (24) 『大阪朝日新聞』一九三八年五月三一日夕刊。
- (25) 『大阪朝日新聞』一九三八年五月二五日。
- (26) 『大阪朝日新聞』一九三八年五月一九日。
- (27) 商工省寺尾貿易局長官「国家総動員会議ニ於ケル各庁説明要旨 貿易ニ関スル事項」昭和十三年五月一九日、企画院(国策研究会文書『国家総動員会議資料』綴)。
- (28) 『大阪朝日新聞』一九三八年五月一七日。
- (29) 財団法人金融研究会『我国金融事情(第壹卷)』(前掲)一三七頁。

日中戦争期の輸出入リンク制について

- (30) 財団法人金融研究会『我国金融事情(第壹巻)』(前掲) 一三八頁。
- (31) 『大坂朝日新聞』一九三八年一〇月八日
- (32) 池田成彬の政策・路線の評価については松浦正孝『日中戦争期における経済と政治——近衛文麿と池田成彬——』東京大学出版会、一九九五年を参照。
- (33) 三八年五月〜九月、貿易局第一部長だった塩谷狩野吉が「総合リンク制は、思想的に言えば自由主義への逆転なんだ。為替管理局がやって威張っているのを、行き過ぎじゃないか、もっと自動的に流せというのが総合リンクのねらいです。」と証言している。『商行政史談会速記録(一七)』一九五〇年一月、一八一頁、引用は寺村泰『日中戦争期の貿易政策——綿業リンク制と綿布滞貨問題——』(近代日本研究会『年報近代日本研究九戦時経済』山川出版社、一九八七年、所収) 九九頁。
- (34) 以上、綿業リンク制に関する記述は寺村泰前掲論文による。
- (35) 財団法人金融研究会『我国金融事情(第壹巻)』(前掲) 一三五頁〜一三六頁。
- (36) 通商産業省『商工政策史第一六巻繊維工業(下)』一九七二年、一一四頁〜一一五頁
- (37) 人絹リンク制の実施に至る過程については白木沢旭児執筆「日中戦争期の繊維産業」(福井県『福井県史(通史編六近現代二)』一九九六年、所収) 参照。
- (38) 絹織物・人絹織物輸出商人が組織した輸出組合の全国連合会。
- (39) 絹織物・人絹織物の内地向け販売を手がける商人が組織した商業組合の全国連合会。
- (40) 福井県繊維維協会『福井県繊維産業史』一九七一年、一七九頁〜一八一頁。
- (41) 帝国人絹、旭絹織、東洋レーヨン、日本レーヨン、東京人絹、三重人絹など人絹糸メーカーにより結成された同業者団体(任意団体)。山崎広明『日本化繊産業発達史論』東京大学出版会、一九七五年、二九九頁。
- (42) 人絹織物業の機業家(織物製造業者)により組織された各産地工業組合の全国連合会。一九三四年十一月に結成された。白木沢旭児『大恐慌期日本の通商問題』御茶の水書房、一九九九年、三一七頁。
- (43) 福井県繊維維協会『福井県繊維産業史』(前掲)、一八三頁。
- (44) 協定糸供給不円滑問題については「日中戦争期の繊維産業」(前掲) 参照。

(45) 人絹糸第三国向け輸出の主な輸出先は一九三九年において第一位英領インド、第二位メキシコ、第三位蘭領インド、第四位香港、第五位オーストラリアである(数値は大蔵省『昭和十五年日本外国貿易年表上篇』)。織物輸出から原糸輸出への転換は、輸出国側からみると付加価値を低めて輸出することであり、輸出先における織物業の発達を促進・助長するものであった。

(46) この間人絹織物の輸出数量は約四億八千万平方碼から約二億六千万平方碼へと激減し、人絹糸の輸出数量は約二八〇〇万斤から約三七〇〇万斤へと増加している(表2)。日本国内はもとより世界的にインフレが進行しているため、単価は上昇していた。しかし本稿の課題は、外貨獲得をいかに達成できたか、にあるので数量の動向よりも価額の変化を重視している。輸出数量が減ったとしても輸出価額が増加すれば、外貨獲得上は寄与している、と評価している。

(47) 人絹用パルプ第三国輸入の主な輸入先は一九三九年には第一位アメリカ合衆国、第二位ノルウェー、第三位フィンランド、第四位スウェーデン、第五位カナダである(数値は大蔵省『昭和十五年日本外国貿易年表上篇』)。なお、大蔵省は為替許可を出す際に、季節的な輸入量のアンバランスを嫌い、極力毎月輸入量を平均化(平準化)することを求めている。

(48) 製紙用パルプが輸入におけるシェアを低下させている要因として、樺太におけるパルプ増産の事実があると思われる。

(49) 羊毛輸入先は、そのほとんど大部分がオーストラリアであったが、一九三六年の日豪紛争前後から、「羊毛分散買付」が模索されるはじめ、南アフリカ連邦、アルゼンチン、ウルグアイなどの羊毛が注目された。また、日豪紛争を解決させた日豪間の新通商協定は日中戦争期においても更新されオーストラリア羊毛の輸入は継続していた。第三国輸入先の主なものは一九三九年には第一位オーストラリア、第二位ニュージーランド、第三位南アフリカ連邦、第四位ウルグアイ、第五位アルゼンチンであった。また同年の毛糸の第三国輸出先は一位ブラジル、二位英領インド、三位香港、四位オランダ、五位スウェーデンであった(数値は大蔵省『昭和十五年日本外国貿易年表上篇』)。

(50) 中国大陸の蒙疆政権管内から産出される、いわゆる山西羊毛について、従来は品質面に難があり使用されなかったが、毛糸紡績企業側が山西羊毛を使用するための研究を始めている。ただし、羊毛の大部分をオーストラリアに依存するという構造は変わらなかつた。拙稿「日中戦争期の貿易構想」(前掲)。

(51) 通商産業省『商工政策史第六卷貿易(下)』一九七一年、原朗前掲論文、寺村泰前掲論文、高村直助「綿業輸出入リンク制下における紡績業と産地機業」(近代日本研究会『年報近代日本研究9 戦時経済』山川出版社、一九八七年、所収)、高村直助「第五章民需産

日中戦争期の輸出入リンク制について

- 業」〔大石嘉一郎編『日本帝国主義史3第二次大戦期』東京大学出版会、一九九四年、所収〕。
- (52) 通商産業省『商工政策史第六卷貿易(下)』(前掲)二五七頁。
- (53) 通商産業省『商工政策史第一六卷繊維工業(下)』(前掲)一二六頁〜一二九頁。
- (54) 寺村泰は、『商工政策史』の「三十九年に輸出が二倍化した」との見解と原朗の「はらわれた犠牲の割に外貨獲得をもたらさなかった」(原朗「日中戦争期の外貨決済」(二)東京大学『経済学論集』第三八巻第二号、一九七二年)とを紹介した上で、後者の見解が妥当との見方を示している。寺村泰前掲論文、八一頁〜八三頁。
- (55) 高村直助「第五章民需産業」(前掲)二二二頁〜二二四頁。
- (56) 綿糸の第三国輸出先は一九三九年において一位英領インド、二位蘭領インド、三位香港、四位ビルマ、五位チリであった(数値は大蔵省『昭和十五年日本外国貿易年表上篇』)。
- (57) 中国は世界有数の綿花生産国であり、かつ品質面においても米棉が普及しており、日本紡績業界は中国綿花使用には積極的であった(拙稿「日中戦争期の貿易構想」(前掲)。しかし、占領地における綿花増産策は効果をあげることができず、対日供給量はわずかな水準にとどまった。中国綿花の動向については今後の課題としたい。
- (58) 『公文別録内閣(企画院上申書類) 昭和十五年(昭和十八年第一巻昭和十五年)』(国立公文書館所蔵)。
- (59) 企画院「外交転換二伴フ新蚕糸政策要綱(試案)」昭和十五年十月四日(国策研究会文書『農業政策』綴)。
- (60) 農林省「蚕糸業管理制度要綱」昭和十五年十一月一日(国策研究会文書『農業政策』綴)。
- (61) 大正期から昭和初期に絹織物生産から人絹織物生産に転換した機業家たちは、一九四〇年、四一年頃に内需向けの絹人絹交織物生産に転換していった。「絹人絹交織」とは生糸(本絹)と人絹糸を用いた交織物で、この現象は人絹リンク制に対する忌避行動とみなすことができよう。これらについては福井県『福井県史 通史編六近現代二』(前掲)を参照されたい。
- (62) 『福井新聞』一九四一年七月二四日夕刊。

*本稿は平成十六年度〜十八年度科学研究費補助金基盤研究(C)「日中戦争における貿易に関する研究」の研究成果の一部である。